

エコセンターはつかいち仮設計量室賃貸借

仕 様 書

廿日市市生活環境部循環型社会推進課

令和 8 年 4 月

## 目 次

1 章 総則.....	2
1 節 目的.....	2
2 節 賃貸借契約内容.....	2
3 節 業務スケジュール等.....	2
4 節 適用法令.....	3
5 節 支払い方法.....	3
2 章 設計業務.....	3
1 節 業務体制等.....	3
2 節 作成図面・提出書類.....	4
3 章 工事.....	4
1 節 業務体制等.....	4
2 節 工事監理.....	6
4 章 総則・設計と条件.....	6
1 節 総則.....	6
2 節 設計と条件.....	7
5 章 仮設計画.....	7
6 章 構造.....	8
1 節 上部構造.....	8
2 節 基礎構造.....	8
7 章 外装・内装・雑部等.....	8
1 節 パネル.....	8
2 節 建具・ガラス.....	8
3 節 塗装・内装.....	8
4 節 雑部.....	9
8 章 外構.....	9
9 章 電気通信設備.....	9
10 章 機械設備.....	9
11 章 引渡し.....	10
12 章 維持管理.....	10
13 章 賃貸借期間満了後の撤去.....	11
14 章 その他.....	11
(賃借料支出割合表) .....	別紙 1
(参考図面) .....	別紙 2

## 1章 総則

### 1節 目的

この仕様書は廿日市市が発注するエコセンターはつかいち仮設計量室における設計、施工、維持管理等に関する基本的な事項について定め、その品質・性能等を確保するとともに、廃棄物の搬入・搬出に係る計量・受付事務（以下、「計量事務」という。）を適切に行うことができる環境を整備することを目的とする。

### 2節 賃貸借契約内容

#### (1) 賃貸借物件

- ・仮設計量室等

#### (2) 実施設計

- ・参考図をもとに、同等の仕様・性能を確保するものとし、生活環境部循環型社会推進課の承諾を得ること。

#### (3) 計画通知提出・取得

- ・関係法令、条例に基づく関係各局との調整を含む。
- ・各種申請に当たっては、参考図を参照し、現地調査を行った上で申請書を作成すること。

#### (4) 建物建設工事

- ・仮設計量室建設工事、屋外附帯工事
- ・電気設備工事、機械設備工事
- ・工事監理業務

#### (5) 維持管理業務

- ・法定点検、消防点検業務を含む

#### (6) 年度ごとの賃貸借料支払額

- ・賃貸借物件（仮計量室等）の賃貸借料は設計費、設置工事費、リース料及び解体・撤去費を60ヶ月（令和8年9月分～令和13年8月分）で除した額を1ヶ月あたりの額とする。詳細については契約後に協議し決定する。

### 3節 業務スケジュール等

#### (1) 業務計画書の提出

契約後、速やかに工程表を提出すること。工程表には以下の内容を記載すること。

- ・契約～引き渡しまでのスケジュール

#### (2) 業務スケジュール

業務スケジュールは以下のとおりとする。

- ・設計及び各種申請着手は契約日以降
- ・完成日：令和8年8月28日（金）
- ・引渡日：令和8年9月1日（月）
- ・賃貸借期間：令和8年9月1日から令和13年8月31日まで（60か月）
- ・仮設計量室除却期間：令和13年9月1日から令和13年9月30日まで

## 4節 適用法令

本事業の実施にあたっては以下の関係法令及び条例を遵守し、適切な処置を講ずること。

- (1) 法令：建築基準法、都市計画法、消防法、建設業法、電気事業法、その他関係法令等
- (2) 条例：広島県建築基準法施行条例、廿日市市建築基準法施行細則、広島県福祉のまちづくり条例、その他関連条例等
- (3) その他：本仕様書に定めのない事項または疑義を生じた場合は発注者と協議を行い、各基準に適合させること。

## 5節 支払い方法

第1回目の賃借料は、賃借人の検査に合格後、賃借人に請求するものとし、第2回目以降は前月分までの賃借料を翌月から請求するものとする。ただし、支出割合は「別紙1 賃借料支出割合表」のとおりとする。

## 2章 設計業務

### 1節 業務体制等

#### (1) 現場代理人（管理技術者）等

- ① 受注者は、業務の技術上の管理を総括する現場代理人（管理技術者）等を定め、その氏名その他必要な事項を業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。
- ② 発注者は、管理技術者等が業務施行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### (2) 業務の報告又は調査

- ① 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。
- ② 建築士法に基づく重要事項説明を行い、賃貸借物件の引渡し時に建築士法の規定による工事監理報告書を提出すること。
- ③ 落札決定後、速やかに敷地測量を行うこと。なお測量にかかる費用については賃借料に含むものとする。

#### (3) 部分使用

- ① 発注者は、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。
- ② ①の規定による業務の全部又は一部を使用した場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意を払い使用しなければならない。
- ③ 発注者は、①の規定による業務の全部又一部の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

## 2節 作成図面・提出書類

### (1) 設計図書等の作成

- ① 受注者作成の設計図書・施工図は以下の通りとする。  
配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、仮設計画図、軸組図、構造図、  
構造計算書、各種設備図、その他必要図面

### (2) 設計図書・各種図面の承認

- ① 各種設計図書等については、発注者と協議の上、承諾を得ること。  
設計完了時の提出書類
- ② 1章3節(2)業務スケジュールにおける設計完了時に、以下の写しを提出すること。

名 称	仕 様	部 数
設計図書（実施設計図） （建築・電気設備・機械設備・屋外附帯工事等）	A4製本 電子データ jwwまたはdxf形式	各2部

※その他必要に応じて発注者と受注者が協議し、必要書類を提出する。

## 3章 工事

### 1節 業務体制等

#### (1) 工事工程表・施工計画書等の提出

- ① 受注者は、工事開始前に設計図書に基づいて工程表を作成して発注者に提出し、承諾を受けること。
- ② 発注者は、工程表を7日以内に審査し、不相当と認めるときは、受注者と協議するものとする。
- ③ 工事着手前に施工計画書等を提出し、発注者の承諾を受けること。施工は設計図書及び発注者の承諾を受けた工程表・施工計画書等に従って行うこと

#### (2) 現場代理人

受注者は、現場代理人を定めて工事現場に設置し、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

#### (3) 工事関係者に関する措置請求

- ① 発注者は、現場代理人がその執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- ② 受注者は、①の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

#### (4) 工事材料の品質等

- ① 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。また、不明な点は必ず発注者と協議し、承諾を得ること。

#### (5) 工事の中止

- ① 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、

落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下、「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- ② 発注者は、①の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- ③ 発注者は、①又は②の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは賃貸借料の変更を協議する。
- ④ 受注者は、①又は②の規定による工事の一時中止期間中において、工事現場の保安管理を図るとともに損害防止のための適切な措置を採らなければならない。

#### (6) 受注者の請求による工期の延長

受注者は、天災等、その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

#### (7) 部分使用

- ① 発注者は、引渡し前においても、賃貸借物件の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。
- ② 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意を払い使用しなければならない。
- ③ 発注者は、①の規定による使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (8) 火災保険等

- ① 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- ② 受注者は、①の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- ③ 受注者は、工事目的物及び工事材料等を①の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (9) その他

- ① 受注者は、工事により生ずる騒音・振動・粉塵等の公害は低減する対策を講じ、重機は低騒音、低振動のものを使用すること。粉塵や汚れに対しても、水撒き及び清掃を常に行うこと。
- ② 受注者は、近隣への騒音、交通渋滞を低減するよう努め、都度必要に応じて近隣への説明を行うこと。
- ③ 受注者は、エコセンターはつかいち（以下、「エコセンター」という。）場内の他の施設、付近の家屋等、付近の道路及び側溝等に損傷を与えないよう、十分留意すること。

と。損傷を生じさせた場合にはすみやかに発注者に報告すること。また損傷を生じさせた場合には、速やかに施工者の負担において処理すること。

- ④ 受注者は、交通誘導員を適切に配置すること。エコセンターに係る運転業務委託者、廃棄物収集運搬事業者及び市民利用者の導線に誘導員を設置するなど、利用者の安全に配慮すること。
- ⑤ 原則として、工事作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は作業を行わないこと。詳細については、発注者と協議の上、決定すること。
- ⑥ 撤去・移設する工作物については、参考図を基に発注者と協議の上、決定すること。
- ⑦ 工事に伴い発生した廃棄物については、関係法令を遵守し、受注者の責任において適切に処分を行なうこと。

## 2 節 工事監理

- (1) 受注者は、建築基準法第 5 条の 6 第 4 項に基づく工事監理者を定め、発注者に通知する。
- (2) 受注者は、工事監理業務における管理技術者を定め、発注者に通知する。管理技術者は業務の技術上の管理および統括を行うものとする。
- (3) 工事監理者等の資格要件は次による。  
監理技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者  
※工事監理者として、公共建築工事標準仕様書又はこれに準ずる仕様書を適用した工事監理の経験を有する者  
※受注者が会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置すること
- (4) 工事監理者は、平成 31 年国土交通省告示第 98 号（以下、告示という）別添一 2 工事監理に関する標準業務およびその他標準業務を行う。なお、告示における建築主は建築主及び発注者と読み替えるものとする。
- (5) 工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、工事監理報告書を建築主及び発注者に提出すること。

## 4 章 総則・設計と条件

### 1 節 総則

- (1) 原則として、参考図と同様プラン及び同等以上の仕様とする。
- (2) 設計にあたり、参考図からのモジュールの変更は可能とするが、同等の規模、性能を確保するものとし、発注者の承諾を得ること。
- (3) 鉄骨グレードは M 以上の賃貸人自社認定工場生産品とする。また、自社認定工場生産品を示す性能評価書等の提出を行うこと。
- (4) 関係法令順守のため、エコセンター場内の既設施設の改造が必要となる部分がある場合は、その内容について受注者と協議の上、受託者が改修するものとする。なお、改修にかかる費用は受託者の負担とする。また、仮設計量室から既設のトラックスケールのピットへの電気線及び信号線の埋設配管について、賃貸人の負担により設置すること。費用につ

いて本賃貸借に含むものとする。

- (5) 建物の表題登記は不要とする。
- (6) 既存不適格及び違反建築物となる建築物や工作物があった場合は、別途協議とする。
- (7) 仮設許可適用物件とする。詳細は関係する課と協議すること。
- (8) 仮設計量室の配置計画により、エコセンター場内の既施設等に延焼の恐れのある部分が発生しないようにすること。
- (9) 設計業務及び工事監理業務にあたり、本件は設計施工及び賃貸借を包括的に行う業務とするため、県条例や廿日市市条例等に熟知した、建築士法第 23 条による広島県一級建築士事務所登録を応札者は自ら受けていることとする。落札者はこれを証明する一級建築士事務所登録証明書（発行日が公告日から 3 か月以内のもの）等を落札決定後 1 週間以内に提出すること。

## 2 節 設計と条件

### (1) 敷地の条件

- ・敷地の面積 エコセンターはつかいち敷地面積約 11,000 m<sup>2</sup>の一部
- ・用途地域及び地区の指定  
(都市計画区域、市街化調整区域、広島圏都市計画ごみ処理場、宅地造成工事規制区域)
- ・建ぺい率 70%、容積率 400%

### (2) 施設の条件

- ・施設の延べ面積（仮設計量室 約 60 m<sup>2</sup>）
- ・建物高さ（天井高 3,000mm 程度）
- ・主要構造（軽量鉄骨造平屋）
- ・諸室概要（事務室、休憩室及び更衣室）
- ・設備概要（電気・通信設備、空気調和設備、消火設備等）
- ・屋外附帯（雨水排水、既設トラックスケールピットへの配管等）

## 5 章 仮設計画

- (1) 仮設計画については着手前に現地調査を行い、発注者と協議のうえ決定すること。
- (2) 工事範囲（工事ヤード及び工事用通路含む）は仮囲いを連続させエコセンターに係る運転業務委託者、廃棄物収集運搬事業者及び市民利用者が過って現場内に入らないよう安全対策を徹底すること。
- (3) 工事施工に必要な用水・電力設備は専用に引込計画を行い、使用水量・電力費は工事に含める。
- (4) 工事の進捗上、警備員、交通誘導員の配置・各所の養生・撤去復旧等の準備工事が必要な場合、発注者と協議の上、適切な措置を講ずること。
- (5) 工事の際に工事ヤードや工事用通路の確保のために撤去、移設、破損したものは工事完了後に現状復旧すること。
- (6) 工事用通路については必要に応じて、鉄板養生を行い、仮設計量室の設置及び解体撤去後に現状復旧すること。

(7) 工事車両の出入りは、発注者と協議のうえ決定すること。

## 6章 構造

### 1節 上部構造

- (1) 上部構造は参考図を参照したうえで、軽量鉄骨造とすること。
- (2) 架構は片勾配形状とすること。
- (3) メーカー仕様によるが、参考図を参照したうえで施工者が設計を行い、製作・加工し、発注者の承諾を得ること。

### 2節 基礎構造

- (1) 基礎構造は、鉄筋コンクリート造布基礎とし、リース用基礎およびリサイクル基礎は認めない。
- (2) 受注者は、地盤調査及び現況調査を契約締結後速やかに行い、発注者に提出・報告した上で設計等に取りかかること。調査に係る費用は受注者が負担するものとする。地耐力は50 kN/m<sup>2</sup>を見込むが、詳細については工事着工前に調査を行い、地耐力を確認の上、必要に応じて地盤改良等を行うこと。なお、地盤改良等を行う場合、その費用については別途とする。)
- (3) 特記事項のない現場打ちコンクリート基礎については建築基準法上適法なものとし、計量事務の機能を確保できるものとする。
- (4) 特記事項のない土間コンクリートは以下の仕様以上とし、計量事務の機能を確保できるものとする。  
厚さ：100mm以上コンクリート金ゴテ押え仕上（スロープは刷毛引き仕上）  
配筋：ワイヤーメッシュ
- (5) 床下には適宜、換気口を設けること。

## 7章 外装・内装・雑部等

### 1節 パネル

- (1) パネル材は使用上・外観上支障となる変形、損傷、破損等のないものとする。

### 2節 建具・ガラス

- (1) 出入口建具のガラスは破損による飛散防止措置を講ずること。
- (2) 外部に面するアルミ製建具の性能は、S-3（耐風圧性）、A-4（気密性）、W-3（水密性）とし、外れ止め、解放制限機能を持った製品とする。
- (3) 防災性能を有する遮光カーテン又はブラインドを外周部及び各室の出入口すべてに設置すること。

### 3節 塗装・内装

- (1) 鉄部の見掛け部はFE、木部の見掛け部はEPにより塗装すること。
- (2) 工場塗装パネル等の塗装落ち・汚れ・シミ等のあるものは同種同材にて補修すること。

#### 4節 雑部

- (1) エアコンの室外機には原則、防御ネットを設置することとし、安全性を確保すること。
- (2) 各室の出入口付近にはサイン（室名札）を設置すること。詳細についてはエコセンター及び発注者と協議の上、決定すること。

#### 8章 外構

- (1) 仮設計量室及び工事で使用するエリアの地盤を整備すること。
- (2) 仮設計量室の出入口は車いすの通行に支障ないように、出入口部分にスロープを施工すること。
- (3) 障害物（地上、地中）は十分に調査の上、必要に応じて移設及び撤去・処分する等、エコセンター及び発注者と協議の上、施工すること。また、仮設計量室建設後、計量事務に支障がないように発注者と協議の上復旧すること。
- (4) 仮設計量室からエコセンター場内の直近の側溝まで、雨水を排水するよう施工すること。詳細については発注者と協議の上、決定すること。
- (5) 工事に伴い支障となるものについては発注者と協議の上、撤去・処分又は移設すること。また、必要に応じて仮設計量室の完成及び解体撤去後に現状復旧すること。復旧にあたっては、形状・位置等について発注者と協議の上、決定すること。詳細は現地確認によるものとする。

#### 9章 電気通信設備

- (1) 電気事業法・消防法・その他関係法令を遵守し施工すること。
- (2) 施工前には既設施設や埋設物の調査を行い、工事及び計量事務に支障ないように計画すること。
- (3) 建物配置時に、ハンドホールが干渉した場合の移設費は、受注者の負担とする。
- (4) 各室内の引下げ及び立上り配線は樹脂製モール等で支持固定の上、配線貫通箇所は全て保護すること。
- (5) 賃貸借期間の機器の保守、点検を行うこと。
- (6) 電気・通信の仮設計量室への引込についてはエコセンターから供給すること。配線経路については、敷地確保の為、鋼管柱を新設して配線することは原則不可とする。また、電力会社の電力柱・電信柱を利用した配線経路も不可とする。
- (7) 電気設備及び通信設備の機能は仮設計量室使用中、支障が無く稼働できるものとする。

#### 10章 機械設備

- (1) 冷暖房設備及び換気設備を設ける室は各室とする。また、各諸室に冷暖房効率に配慮した冷暖房能力を有する冷暖房空調機を適宜設置すること。
- (2) 換気工事の施工は壁付け換気扇を基本とすること。
- (3) 居室の換気設備は24時間機械換気対応とし、換気設備に対する寒さ対策を講ずること。

- (4) 排水工事の施工は甘日市市下水道建設課の「排水設備の設置基準」に基づき施工すること。
- (5) 消火設備については甘日市市消防署と打合せの上、必要設備を設置のこと。
- (6) 賃貸借期間の機器の保守、点検を行うこと。
- (7) 空調設備及び給排水設備の機能は仮設計量室使用中、支障が無く稼働できるものとする
- こと。
- (8) ドレン排水は、自然放流は不可とし、側溝に接続し適切に処理すること。

## 1 1 章 引渡し

- (1) 引渡前に仮設事務室内外とも十分に清掃を行い、破損させたものは復旧すること。
- (2) 引き渡し前までに「ホルムアルデヒド」、「アセトアルデヒド」、「トルエン」、「キシレン」、「パラジクロロベンゼン」、「エチルベンゼン」、「スチレン」の7物質を対象化学物質とした室内環境衛生検査を、仮設計量室にて行うこと。
- (3) 仮設計量室建設の際に工事ヤードや工事用通路の確保のために撤去、移設、破損したものは仮設計量室完成後に現状復旧すること。

## 1 2 章 維持管理

- (1) 受託者は、賃貸借期間中、賃貸借物件（備品及び設備等含む）に対し、受取人を発注者とする火災保険に加入すること。ただし、引き渡し後、発注者にて導入した管理物及び所有物は含まないものとする。費用は賃借料に含むものとする。
- (2) 受託者は、賃貸借期間において賃貸借建物の正常な機能を保持するため年1回の定期保守点検を実施し、点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理・調整等を行い、正常な状態で使用できるようにすること。
- (3) 費用負担  
 賃貸借物件の修繕、点検等に係る費用負担について、特に記載のないものについては以下のとおりとする。

	発注者	受注者
経年劣化による破損等の修繕などに係る費用	○	
施工不良による必要な修繕などに係る費用		○
エコセンターに係る運転業務委託者、廃棄物収集運搬事業者及び市民利用者による破損等の修繕などに係る費用	○	
原因不明な破損等の修繕などに係る費用	双方の協議による	
自然災害に伴う破損等の修繕などに係る費用	○	
設置基準等の変更及び法改正に伴う改善等に係る費用	○	
公租公課に係る費用		○
法定点検及び検査等に係る費用		○
日常清掃等に係る費用	○	
各種消耗品に係る費用	○	

### 1 3 章 賃貸借期間満了後の撤去

- (1) 賃貸借期間終了 2 か月以上前に仮設計量室の撤去について、発注者と事前に打合せをすること。
- (2) 施工は 5 章 仮設計画に準じ、発注者と十分に協議の上、速やかに行うこと。
- (3) 基礎類は完全に撤去すること。
- (4) 解体に伴う発生材は関係法令により適切に処分すること。
- (5) 施工後は撤去跡・付近の清掃・整地を行うこと。整地については現状復旧を原則とし自動車駐車場として使用できる状態にすること。
- (6) 撤去完了後、発注者に報告し確認を受けること。

### 1 4 章 その他

- (1) 工事期間中に疑義が生じた場合は速やかに発注者に報告し、協議すること。
- (2) その他、必要事項については学校、発注者と十分に協議を行うこと。

別紙 1 賃借料支出割合表

支払区分			支出割合
第 1 回	令和 8 年度	9 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 2 回	”	10 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 3 回	”	11 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 4 回	”	12 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 5 回	”	1 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 6 回	”	2 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 7 回	”	3 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 8 回	令和 9 年度	4 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 9 回	”	5 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 10 回	”	6 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 11 回	”	7 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 12 回	”	8 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 13 回	”	9 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 14 回	”	10 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 15 回	”	11 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 16 回	”	12 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 17 回	”	1 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 18 回	”	2 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 19 回	”	3 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 20 回	令和 10 年度	4 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 21 回	”	5 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 22 回	”	6 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 23 回	”	7 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 24 回	”	8 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 25 回	”	9 月分	(総額 ÷ 60 回)

第 26 回	”	10 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 27 回	”	11 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 28 回	”	12 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 29 回	”	1 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 30 回	”	2 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 31 回	”	3 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 32 回	令和 11 年度	4 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 33 回	”	5 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 34 回	”	6 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 35 回	”	7 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 36 回	”	8 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 37 回	”	9 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 38 回	”	10 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 39 回	”	11 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 40 回	”	12 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 41 回	”	1 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 42 回	”	2 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 43 回	”	3 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 44 回	令和 12 年度	4 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 45 回	”	5 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 46 回	”	6 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 47 回	”	7 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 48 回	”	8 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 49 回	”	9 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 50 回	”	10 月分	(総額 ÷ 60 回)

第 51 回	”	11 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 52 回	”	12 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 53 回	”	1 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 54 回	”	2 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 55 回	”	3 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 56 回	令和 13 年度	4 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 57 回	”	5 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 58 回	”	6 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 59 回	”	7 月分	(総額 ÷ 60 回)
第 60 回	”	8 月分	(総額 ÷ 60 回)